

成年年齢18歳引き下げ

株式会社 愛媛銀行

資料協力：S M B C コンシューマーファイナンス株式会社



～契約編～



成年年齢

2022年4月1日

20歳から18歳に変わります。

2022年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の人はその日に、
2004年4月2日生まれ以降の人は18歳の誕生日に成年に達する



民法第4条：成年年齢の引き下げ

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢
- ②親権に服することがなくなる年齢

20歳から18歳に引き下げ

「成年」と規定する他の法律の多くも18歳に変更

民法第731条：女性の婚姻開始年齢の引き上げ

何が変わるのだろうか？

Q この中で18歳でできるようになることはどれでしょう？（複数正解）

- A** 携帯電話を契約する
- B** クレジットカードを作る
- C** 一人暮らしの部屋を借りる
- D** お酒を飲む、たばこを吸う
- E** 成人式に参加する



何が変わるのだろうか？

A この中で18歳でできるようになることはどれでしょう？（複数正解）



A 携帯電話を契約する

B クレジットカードを作る

C 一人暮らしの部屋を借りる

D お酒を飲む、たばこを吸う

E 成人式に参加する

➡ できる

➡ できない

➡ 自治体によって異なる

POINT

親の同意がなくても契約をすることができる

引下げ前



親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができる

未成年者取消権

18歳



引下げ後



いったん契約した以上、支払いに関しても最後まで責任をもって行わなければいけない

未成年者取消権

若い世代をねらった悪徳商法や詐欺による被害の拡大の懸念

ここにテキストを入力



Q

次の行動は「契約」になるのでしょうか？

1

電車に乗る

2

レンタルショップからDVDを借りる

3

ホテルに宿泊する

4

近所のスーパーでお弁当を買う



A

次の行動は、すべて契約です！！

1

電車に乗る

2

レンタルショップからDVDを借りる

3

ホテルに宿泊する

4

近所のスーパーでお弁当を買う





「契約」は次のどのタイミングで成立するのでしょうか？

1 ピザを電話で注文し、店がOKした時

2 ピザが届いて代金を支払った時

3 ピザを食べた時

出所：愛知県県民生活部県民生活課



A

「契約」は次のどのタイミングで成立するのでしょうか？

1

ピザを電話で注文し、店がOKした時

出所：愛知県県民生活部県民生活課



「契約する」という意味をしっかりと理解することが必要です！

- 1** 契約は、双方の合意で成立します。
- 2** 契約が成立すると、契約内容について権利と義務が生じます。
- 3** 一方的な理由で契約を解除することはできません。

契約への認識が甘いとトラブルになりかねない

- 契約内容を果たせないと、「信用」を失う
- 契約内容についてよく理解することが重要



契約の取り消し

原則として、契約を後から取り消すことはできない

【例外】

- ①未成年者など制限行為能力者が単独でした契約
- ②錯誤（勘違い）や詐欺・強迫によりしてしまった契約
- ③クーリング・オフが認められる契約
- ④消費者契約法などにより取消しが認められる契約 など

契約違反

契約には法的な強制力がある

【ポイント】

- ①強制執行
- ②賠償金の支払い など



クーリング・オフについて

■クーリング・オフができる主な取引について

取引内容	適用対象	クーリング・オフ可能期間
訪問販売	自宅へ訪問しての取引等	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘され、申込を受ける取引等	
特定継続的役務提供	継続的な役務の提供に対する取引（美容医療、エステ、語学教室、結婚相手紹介サービス等）	
連鎖販売取引 (マルチ商法)	個人を販売員として勧誘し、さらに次の個人を勧誘させる形で販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の取引	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	収入が得られる等の口実で消費者を誘引し仕事に必要な商品などを売り、金銭負担を負わせる取引	
訪問購入	自宅等を訪問し、物品を買い取っていくもの	8日間

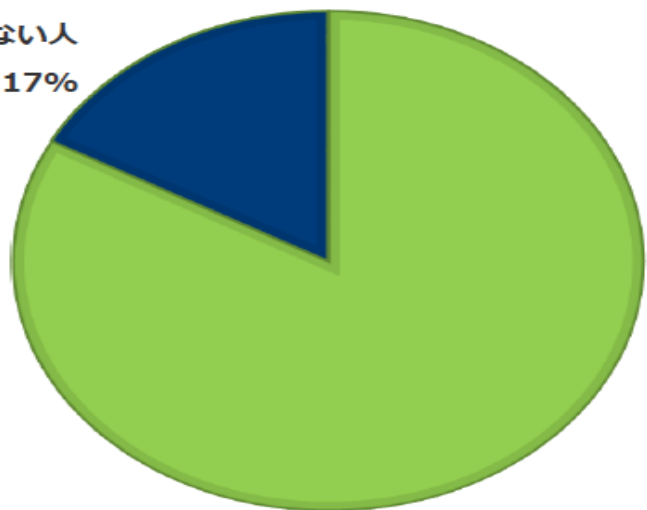
※期間の起算は、法的契約書面が交付された日とし、計算はその当日を含む

インターネット上での契約について

インターネット環境の整備やスマートフォンの普及に伴い、多くの人
が気軽にインターネットを活用できるようになり、インターネットを
通じて様々なサービスを受けることが出来るようになりました。

【オンラインショッピングの利用率と利用頻度】

オンラインで
購入したことがない人
17%



オンラインで
購入したことがある人

83%



オンラインで購入したことがある人
のうち
1カ月に1回以上
オンラインで購入する人は

49%

引用：ニールセン デジタル（株）「ニュースリリース資料」（2018/07/11）より当社作成
https://www.netratings.co.jp/news_release/2018/07/Newsre;ease20180711.html

インターネット上での契約と注意点

① うっかりミスでも契約が成立する場合がある。

注文内容（数や金額など）を確認する画面がある場合には、操作ミスであっても契約が成立する。（電子消費者契約法）

② 注文の取り消しや返品が出来ない場合がある。

インターネットでの契約はクーリングオフ対象外。
サイト内に記載がある「取り消しや返品規約」の内容で判断する。

③ 契約には責任が生じる。

インターネットでは見えない相手と契約していることからトラブルが生じやすい。日頃から契約についての責任を意識することが大切。



インターネット上での契約について



無料の情報サイトにアクセスしただけで、自動的に会員登録となり、利用料金として5万円を請求されました。この場合、支払う必要はない。

1 YES

2 NO



A

1 YES

【解説】

無料情報サイトにアクセスしただけでは契約は成立しておらず、支払う必要はありません。一度支払ってしまえば、更に請求がエスカレートしたり、別の業者に情報が流れ架空の請求を受けたりするなど、二次被害に遭う危険性もあります。



マルチ商法



連鎖販売取引

連鎖販売取引とは

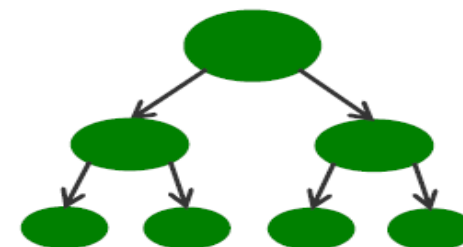
個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務（サービス）の取引のことをいいます。

＜特定商取引法における連鎖販売取引の定義＞

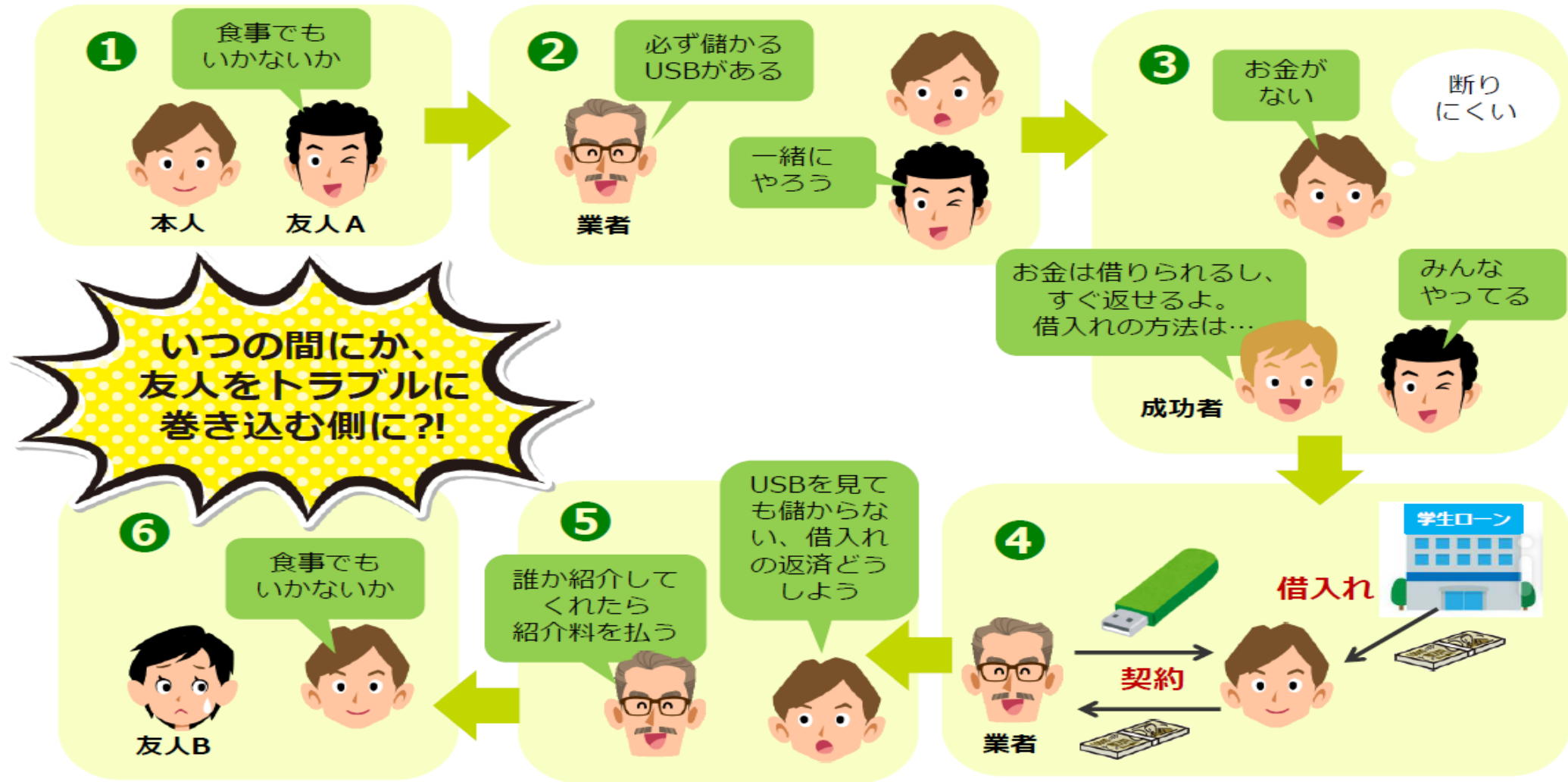
1. 物品の販売（または役務の提供など）の事業であって
2. 再販売、受託販売もしくは販売のあっせん（または役務の提供もしくはそのあっせん）をする者を
3. 特定利益が得られると誘引し
4. 特定負担を伴う取引（取引条件の変更を含む。）をするもの

「この会に入会すると売値の3割引で商品を買えるので、他人を誘ってその人に売れば儲かります」「他の人を勧誘して入会させると1万円の紹介料がもらえます」（特定利益）などと言って人々を勧誘し、取引を行うための条件として、入会金や保証金などの支払い、サンプル商品や商品の購入など、名目を問わず1円以上の負担をさせる（特定負担）場合であれば「連鎖販売取引」に該当します。

ピラミッド状の仕組み



資料協力：S M B C コンシューマーファイナンス株式会社 ※出所 消費者庁 特定商取引法ガイドより



※参考 国民生活センター相談急増！大学生に借金をさせて高額な投資用DVDを購入させるトラブル（トラブルの特徴説明図）